# 広告募集

### 令和2年度

## 大阪市西淀川区役所 広報紙「きらり☆にしよど」広告

募集要項



西淀川区マスコットキャラクター



令和2年2月 大阪市西淀川区役所 民間企業等との協働により新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、西淀川区広報紙「きらり☆にしよど」に広告枠を設け、次のとおり募集します。

#### 1 募集媒体

- (1) 名 称 西淀川区広報紙「きらり☆にしよど」
- (2) 形 状 タブロイド版 12ページ建てまたは8ページ建て ※当区の都合により、ページ数が増減する場合がございます。
- (3) 発行部数 毎号 57,000 部 (予定)
- (4) 発行方法
  - ① 毎月1日から5日※ の間に当区内の各ご家庭および事業所に全戸配付
  - ② 区内の公共施設、駅等に配架

※年末年始等、一部配付日程が変更となる場合がございます。

#### 2 広告の規格

(1) 掲載号及び掲載面

令和2年5月号~令和3年4月号

- ① 1面(表紙面)の最下段
- ② 2・3面 (中面) の最下段
- ③ 12 面または8面(最終面)の最下段

※中面については、紙面構成の都合や申込み状況により、掲載面を調整する場合があります。

※同業者が同じ掲載面になる場合があります。

※募集月によって、募集枠数を変更することがあります。

#### (2) 広告のサイズ

1 枠 縦 54 ミリメートル×横 82 ミリメートル

2 枠 縦 54 ミリメートル×横 166 ミリメートル

3 枠 縦54 ミリメートル×横250 ミリメートル

(3) 刷り色 4色刷り (フルカラー)

#### (4) フォント

JIS 規格約7ポイント(10級相当)を最小とします。ただし、特別な場合(表、リスト、地図等)はJIS 規格約5.5ポイント(8級相当)まで使用できます。

#### 3 1か月当たり広告掲載料金(税込)

掲載面	1面	2・3面	12面または8面
1枠申込みの場合	30,000円	20,000円	27,000円
2枠申込みの場合	60,000 円	40,000 円	54,000 円
3枠申込みの場合	90,000円	60,000 円	81,000円

#### 【広告枠のイメージ】

(1 枠) (2 枠) (3 枠)



#### 4 募集期間

#### 【一斉募集(抽選申込み受付期間)】

令和2年2月1日(土)~3月2日(月)

- ※申込書をご持参いただく場合、土曜日・日曜日・祝日の受付は行いません。
- ※空き枠が生じた場合は、上記受付期間終了後、先着順で随時募集を行います。

#### 5 掲載できない広告

「大阪市広告掲載要綱」第4条及び「大阪市西淀川区広報紙・ホームページ広告掲載要領」第2条及び第3条の各号に該当するもの。

#### 6 応募資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 大阪市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
  - ・暴力団排除のため個人情報を警察に照会することがあります。
  - ・暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。
  - ・上記に掲げる者に該当する者と大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することがあります。

#### 7 申込み方法

一斉募集については、受付期間内に「西淀川区広報紙「きらり☆にしよど」広告掲載申込書(第1号様式)」に必要事項を記入し、広告原稿(出力見本)とともに西淀川区役所総務課課(企画)まで直接持参又は送付でご提出ください。電話、ファックス、メールによる受付は行いません。送付の場合、受付期間内に必着分のみ有効とします。(当日消印含む)なお、一斉募集終了後、空き枠が生じた場合は、先着順で申込みを受け付けます。

※申込みにあたっては、「大阪市広告掲載要綱」および「大阪市西淀川区広報紙・ホームページ広告掲載要領」を参照してください。

#### 8 申込み枠数

1か月あたり3枠まで申込み可能です。

#### 9 広告掲載の決定方法

- (1) 西淀川区役所において審査を行い、掲載の可否を決定し通知します。
- (2) 審査上必要と認めるときは、追加の資料を求めることがあります。
- (3) 一斉募集において、同一面に申込みが多数ある場合は、申込み枠数が多い方を優先※ しますが、申込み枠数が同じ場合は、受付期間終了後に公開により抽選します。なお、 抽選は西淀川区職員が行いますので、立会を希望される場合は広告掲載申込書のチェ ック欄に印をしてください。

※1か月あたりの申込み枠数が同一の場合、令和2年度の合計申込み枠数が多い方を 優先します。

#### 10 広告原稿の提出

- (1) 掲載決定の通知があった広告について、当区の指定する期日までに、<u>PDF 形式又は AI</u> 形式の完全データ (アウトライン化) の広告原稿をメールまたは記録媒体 (CD 等) に 添付して提出してください。
- (2) 広告原稿の右上又は左上に罫線で囲み広告と表記を入れてください。
- (3) カラー形式は CMYK 形式とします。

#### 【注意事項】

- ※ 提出後は、必要に応じて校正を行っていただく場合があります。
- ※ 原稿作成にかかる一切の経費は、申込者の負担とします。
- ※ 西淀川区役所では、広告原稿の編集は一切行いません。

#### 11 広告掲載料金の支払い・返還

大阪市が発行する納入通知書を送付しますので、指定の期日までに一括前納してください。納入通知書発行後の申込みキャンセルはできません。なお、徴収した広告掲載料金は返還いたしません。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を返還いたします。

#### 12 広告掲載の取り消し

次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消します。

- (1) 広告が、編集・発行上支障となるとき
- (2) 指定する期日までに、広告掲載料の納付がないとき
- (3) 指定する期日までに、広告原稿の提出がないとき
- (4) その他必要と認めたとき

#### 13 その他

- (1) 内容について疑義が生じた場合や本募集要項に記載のない事項については、その都度、当区と広告主双方協議のうえ決定します。
- (2) 広告掲載の決定通知後の申込み取消は不可とします。ただし、特段の理由があるときは、協議のうえ、取消の可否を決定します。

#### 14 申込み・問合せ

大阪市西淀川区役所 総務課(企画) 5 階 52 番 = 555-8501 大阪市西淀川区御幣島 1-2-10 電話 06-6478-9683